

チコ労務管理事務所通信

パート労働者の労働条件見直しの動き

来年の国会に改正案を提出へ

厚生労働省は「パート労働法」の一部を改正し、今後は有期雇用で働くパート労働者の待遇を正社員並みとする方針を示しています。

先日示された「今後のパートタイム労働対策について（報告）（案）」の内容をベースとして、来年の通常国会へ改正案提出を予定しているようです。

パート労働者の現状

現在、雇用者の 4 人に 1 人以上がパート労働者であり、厚生労働省では、「パート労働という働き方の環境整備が必要であり、パート労働者の均衡待遇の確保を促進していくとともに、均等待遇を目指していくことが求められる」としています。

また、「短時間であることから働き方が多様となるパート労働者の待遇について、納得性を向上させ、あわせてパート労働者に対する継続的な能力形成も進めていく必要がある」としています。

報告書案の内容

なお、現在示されている「今後のパートタイム労働対策について（報告）（案）」の主な内容は、次の通りです。

（１）パート労働者の均等・均衡待遇の確保

- ・職務内容が通常の労働者と同一で、人材活用の仕組みが通常の労働者と少なくとも一定期間同一であるパート労働者について、当該一定期間は、通常の労働者と同じの方法により賃金を決定するように努めるものとされている規定を削除することが適当。
- ・通勤手当は、パート労働法の均衡確保の努力義務の対象外として例示されているが、多様な性格を有していることから、一律に均衡確保の努力義務の対象外とす



ることは適当ではない旨を明らかにすることが適当。

（２）パートタイム労働者の雇用管理の改善

- ・パート労働者の「賃金に関する均衡」、「教育訓練の実施」、「福利厚生施設の利用」、「通常の労働者への転換」等に関し、パート労働者の雇入れ時等に、事業所で講じている措置の内容について、パート労働者に説明することが適当。
- ・パート労働者からの苦情への対応のために担当者等を定めるとともに、パート労働者の雇入れ時等に周知を図ることが適当。

「熱中症」のリスクと効果的な対策

熱中症のリスク

例年よりも早めにクールビズを始める企業もあり、今夏も例年程度の暑さとなるようです。新入社員も現場に配属されて初めての夏を迎えるケースもあるかもしれません。職場・作業場での熱中症対策はお済みでしょうか？

熱中症と聞くと、軽いように思われがちですが、軽度の症状から短時間のうちに重症化して、死に至ることもあります。実際に記録的猛暑となった平成 22 年には、47 人の方が職場での熱中症で亡くなっています。その他の年でも毎年 20 人前後の

方が亡くなっています。

また、亡くならないまでも重篤な症状となれば、その従業員が休んでいる間、ただでさえ人員不足の職場で他の従業員にしわ寄せがいきます。

梅雨明け直後が危ない

熱中症発生のリスクが高いのは、梅雨明け直後の体がまだ暑さに慣れていない時期です。時間帯別では、午後2時から4時に最も多く発生しています。

また、建設業、製造業などでは、作業環境によってはこの時期以外でも急に暑くなった日などは要注意です。午前中からのこまめな休憩や水分補給が重要です。また、午前中から12時頃までにも意外と注意が必要だそうです。

「めまい」「頭痛」「吐き気」を感じたら要注意

熱中症の初期的症状としては、「体がだるい」「頭痛や吐き気がする」「めまいがする」といった状態が挙げられます。

これらの症状を感じたら涼しいところで水分と塩分を摂り、症状が軽いと思われる場合でも、医師の診断を受けるようにしたほうが安全です。

従業員の健康状態の確認を

従業員の健康管理という面からも、作業環境の見直し、その日の体調の確認や前日の深酒・寝不足等への指導、厚生労働省が示している基準に沿った作業計画の見直しが重要です。

日頃の労働衛生教育について、この機会に見直してみたいかがでしょう。

従業員の長期就業不能リスクに備える “GLTD”とは？

従業員の長期就業不能によるリスク

近年、うつ病等のメンタルヘルス不全により休職される従業員が増えています。

特に精神疾患によるものは改善までに長期間休職となることが多く、「会社を休む 有休を使い果たす 疾病休暇も使い果たす 労災保険や健康保険からの手当も終わる 無給の休業となる 従業

員はローンや養育費の支払いに困る」という状態に陥ることが懸念されます。

また、仮に会社が、労働基準法上問題がないと思われる解雇を行った場合でも、様々な労使間のトラブルから企業が訴えられるというリスクも発生します。

「GLTD」とは？

こうした問題に対応できる、「GLTD」(団体長期障害所得補償保険：傷病による休職時に減少する給与所得を長期間補償できる唯一の保険制度)というものが、各損保会社から発売され、保険料も非常に安価なものからあるため利用する企業が増えているそうです。

この制度の発祥はアメリカで、現在100名以上の企業で80~90%、100人未満の企業でも60%程度が導入し、広く普及しているのだそうです。

日本では1994年に保険として認可されました。

採用時の検査や人事給与 制度の改定とセットで

この「GLTD」とセットで、採用時の検査(多くはウェブ上で質問に回答していく形式となっており、短時間・低価格となっている)と企業へのアドバイスを提供する会社も増えているようです。

また、人事給与制度の簡素化を行うために、会社の休業補償制度を廃止するのに併せて「GLTD」を導入するという事例もあるようです。

こうした保険を利用することで、従業員の会社に対する満足度もアップしそうですね。

人事労務に関する手続き・ご相談・お問い合わせは...

チコ労務管理事務所

連絡先：〒130-0014 東京都墨田区亀沢4-19-3-502
電話：03-3625-2927 FAX：03-6751-8185
e-mail：info@chiko-jimusho.com